

75.橋本政孝（喜久右衛門・藤一）

野山のなげき：伴林光平と明治維新所収の橋本政孝（喜久右衛門・藤一（二階堂流藤原氏出身（中條氏））情報。文政五年生・明治十九年没、奈良奉行所与力、維新後鎮撫総督府・奈良県少属、手向山神社祠掌。宝蔵院流槍術奥義極め、伴林光平招聘周旋・神風館門下・獄中支援、幽閉後釈放。国学・和歌・古記録収集を示す個人史料。

出典：野山のなげき：伴林光平と明治維新（193項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日1977.7請求記号HA28-17、[国会図書館へ](#)）より引用→

基本情報

- **名前**：政孝、字は子友、号は帯川、橋本家の養子、二階堂流藤原氏出身（中條氏）
- **通称**：喜久右衛門、後に藤一と改名
- **生年**：文政5年(1822)
- **没年**：明治19年(1886)11月5日、享年65
- **墓所**：白毫寺

家系

- 実父：二階堂中条肥之（長男として出生）
- 養父：橋本政方（奈良奉行所与力）の養子となる
- 住所：黒門前五軒屋敷

職歴

- 奈良奉行所与力（養父の職を襲う）
- 維新後：鎮撫総督府に召される
- 奈良県少属
- 明治4年(1871)：辞職

- 手向山神社祠掌

武芸・技能

- 宝蔵院流槍法の奥義を極める
- 火器の術を含む諸武術
- 書画
- 猿楽

伴林光平との関係

- 安政初年頃：光平を奈良に招聘するため周旋
- 神風館：光平が開講した国学・和歌の講席に門下として参加
- 文久3年(1863)秋：天忠組義挙終焉後、獄中の光平を師父の礼で遇す
- 光平から『南山踏雲録』1部と国風36首の短冊を託される
- その後：京都所司代の嫌疑により数年間幽閉
- 維新時：釈放

学問・文化活動

- 国学を修める
- 和歌を修める
- 古記録の収集・筆写
- 邸内に文庫を設置

※出典：野山のなげき：伴林光平と明治維新

76.

大和文化研究所収の明教館記述。天保三年設立の奈良奉行所附属講学所、関係者に橋本喜久右衛門政方・直次郎政孝を挙げ、受講者・教科書・褒賞制度を示す教育史料。

明教館（奈良奉行所附属講学所）出典：大和文化研究 12(6)(110)、1967年5月、国立国会図書館所蔵

明教館の設立

- **設立年**：天保3年(1832)
- **設立者**：奈良奉行・梶野土佐守良材（藤原朝臣）
- **性格**：幕府許可による奈良奉行所附属の講学所
- **命名**：京都所司代・太田掛川侯（扁額を書す）

設立経緯（天保3年）

- 2月26日：申請
- 3月2日：許可
- 3月29日：事業開始
- 5月28日：上棟
- 8月9日：落成

施設

- 所在地：北袋町（現・奈良女子大北側の十字路角）
- 敷地：間口10間×奥行17間半（175坪）
- 建物：5棟

関係者（属吏11名）

- 中条良藏正言
- 橋本喜久右衛門政方
- 玉井與十郎正應
- 羽田謙右衛門猛貞
- 羽田半之助教敬
- 中条仁之助正峻
- 中条源五肥光

- 橋本直次郎政孝

- 玉井萬七郎定明

- 斎藤徳七郎定国

- 羽田嘉藏忠貞

後任奉行

- 本多繁親：淡路守藤原朝臣

教育内容

- **受講者**：奉行所与力・同心の子弟が主体（約20余名）

- **教科書**：『孝経』『五経』『小学』『近思録』

- **職員**：教授1名、係与力2名、同心4名

- **出欠管理**：授業簿で管理、毎月末に奉行へ上申

- **褒賞**：年末の最多出席者に金百疋を授与

- **試験制度**：なし

初代教授

- **滝世修**：字は子敬、号は清叡、俗称は長蔵

- **住所**：南半田町

- 岡守愚：滝世修の門人

※出典：大和文化研究 12(6)(110)、1967年5月刊、国立国会図書館デジタルコレクション

[国会図書館のページへ](#)

77

多聞院日記 第5巻所収の天正八年四月記述。多武峰慈尊院玄胤良觀房の得度儀式で戒師西發志院、供目代補任・経済負担（百疋料足）の沙汰を示す寺社人事史料。

戒師を務める・経済的責任・制度的な交渉

多聞院日記 第五（51項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日昭和14請求記号210.48-E38t-T、[国会図書館へ](#)）天正八年四月より引用

多武峰慈尊院玄胤良觀房、當寺交衆之儀競望之間、爲學侶被許可畢、依之今月廿一日於寶藏院得度儀式在之、戒師西發志院、ソリ役離松賢房、同廿七日於同所中腐成在之、中飯井一献在之、中萬錢十五石被出之時者、和市以五十貫文被出之學侶集會引二付載之、就其供目代江補任狀事可被出旨令申處、西發志院被申趣、御八講時者供目代別德而在之、其外、無之由被申間、其通ニテ無沙汰處、重而當供目代順性房舊例ヲ被勘出之、近例二八竹田出生時八供目代願識房、金藏院俊勝房時、供目代舜學房、何毛被相出事不珍也、今度可被失之儀如何旨、達而學侶へ被披露畢、是又尤事也、此時西發志院无是非被申分無之、然間摩尼珠院曖而料足百疋ニテ自他之儀申調、補任狀被遣了、

13:27 R Link

* VoLTE 36



dl.ndl.go.jp/pid/19



物之間延引畢、其間番之儀、三方神人而可有其
沙汰之由雖被申付、令難澁之間、曲事無是非間
可有成敗之旨決則之處、懇望請乞、三方ヨリ一
人宛罷出晝夜御番其沙汰畢、

卯月

一多武峰慈尊院玄胤良觀房、當寺交衆之儀競望
之間、爲學僧被許可畢、依之今月廿一日於寶藏
院得度儀式在之、戒師西發志院、ソリ役松賀房、
義房同廿七日於同所中萬成在之中飯并一獻在之、
中萬錢十五石被出之時者、和市以五十貫文被
出之、學侶集會引付ニ載之、就其供目代江補任
狀事可被出旨令申處、西發志院被申趣、御八講
時者供目代別德而在之、其外ハ無之由被申間、
其通ニテ無沙汰處、重而當供目代順性房舊例
ヲ被勘出之、近例ニハ竹田出生時ハ供目代願
識房、金藏院俊勝房時ハ供目代舜學房、何モ被
相出事不珍也、今度可被失之儀如何旨、遂而學

天正八年五月

侶へ被披露畢、是又尤事也、此時西發志院モ是
非被申分無之、然間摩尼珠院曖而料足百疋ニ
テ自他之儀申調、補任狀被遣了、

五月

一自六日至十二日、恒例千部論執行之、就其四恩
院少便所破損之條、修造之事兩納所ト奉行所
及申事、自六方者奉行所へ可申付由被申、自
學侶者先規次第ニ可有沙汰由被申、自去年于
今不相究無盡期之間、奉行所算勘狀供目代懸
在之處エラフ處、奉行所ヨリ沙汰在之、圓慶良
願奉行之砌、有沙汰様ニ在之間、未落居分ニテ
奉行所へ申付、廿六日ニ其沙汰了、

一國中寺門反錢、反米、近年在ニ所ニ悉之未進付、
筒井順慶官符之條、連ニ自学侶仕(依力)被申談、自今
月七日被上洛、庄屋共被召出、於成身院學侶職
衆五人官符被條合、成目令加增、自下遷官至上
遷官可有其沙汰條、一庄ニニテ員數被出被

78

大乗院寺社雜事記 第8巻所収の文明十八年四月記述。泰俊發志院の公事無爲、福寺田地奉行・負所知行・御油沙汰を示す院家活動史料。

大乗院寺社雜事記 第8巻 尋尊大僧正記. 10-188(自長祿2年12月至永正元年4月)
(437項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者辻善之助 編請求記号554-213、[国会図書館のページへ](#)) より引用→文明十八年四月
一泰俊發志院公事無爲云々、證判事泰弘申入之間加之福寺事井寺内・寺外田地奉行事へ、泰俊一期可奉行云々、惣在々所々負所へ、發志院可知行云々、仲人判形越智・山田・明王院・妙徳院無爲珍重者也、御油事人自發志院可沙汰之仰了福寺二付事也、一斗也、近來五升進之不其意。
一神南院御油五升興憲律師進上之當月分也,月末可沙汰事也、

79

多聞院日記 第5巻所収の天文二年八月記述。瓦釘盜人糺問、一切經納所相論落居で奥發志院の御遠慮・半分仰付・納所得分・補任料の沙汰を示す院家權能史料。

天文二年

多聞院日記 第5巻 (200項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者英俊 著
[他]請求記号210.48-E38t-Tk、[次国会図書館のページへ](#)) より引用→

天文二年八月日

一八月十六日夜寺内塔婆瓦之釘拔軀東向五郎云軀鍛治、自惠心院爲調法彼惡行砌追廻搦取、同十七日二學侶集會相催被出了、懇被賀、則搦取衆之中へ勸賞五百疋被宛行了、

一瓦釘盜人之事、年來意懸之處如此成來被搦合出之条、爲外様可被糺問之處、既於扶院面、申合內糺問之處悉白狀、大佛二月堂瓦釘其外東金堂花皿・長床幕以下金堂高檻金物廻廊室堂塔釘悉爲一身盜取之由白狀云、明日十七日暇之事如先規可被出大垣、可被廻之由衆中へ

一切經納所性恩房擬講与宗真房相論不一之間、學侶・官符順興法印申合、折中条、事、

一以御遠慮之儀、奧發志院掌善院兩所へ半分宛被仰付者可爲祝着之事

一從只今半分之儀者、掌善院〈可被仰定之事

一半分之儀當年中之事者、爲學侶御預、國本へ御狀以下可被遣之事

一社頭着到之事#算勘以下當年中者學侶而可有御沙汰之事

一掌善院方算勘事、學侶而可被仰合候哉、可爲御集議次第事

一納所得分儀、半分者從當年奧發志院〈可被遣事

一諸出以下補任料之儀者、奧發志院与掌善院半分宛可有御沙汰之事

以上七ヶ条

一同六日一切經納所相論落居、吳綿納所得分五百廿文目定云々、代以一把別六百文宛、合三貫百十四文去春比爲職中現綿被支配、被殘置之間則兩納所半分宛被配當了壹貫五百十五文宛被遣了、

一堀江石見守音信之返報現綿一把、是モ半分兩納所へ注文相認以定使被遣了於供目代坊會合之砌如此沙汰也、一切經方引付二巨細被注置了、

一十四日清淨光院御忌日一乘院ニテ執行無之、

80

大和志料 中巻所収の至徳四年（1387年）三月沽却水田地作文書。松若丸の私領を発志院順堯御房へ賣渡、作主職の永代譲渡を示す経済強化事例。他の沽却・賣渡文書も発志院関連。

大和志料 中巻 改訂（285項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日
1944請求記号291.65-N636y-(t)、[国会図書館のページへ](#)

）より引用→

沽却 水田地作之事

合壹段者 地子壹石 宇東之前案燈之井尻上切在之在大和國山邊郡白石庄内有之
限四至

右件之水田地作共者松若丸重代相傳之私領也然者要用直米五石十合ニカキリテ加
地子反米共ニッケテ永代多田之如一房方へ賣渡事實正也但五斗一石ッ、ノ地子ヲ
可進上候若懈怠、何時三テモ此作ヲ離タレ可」申候向後更ニ他妨アルマシク候
仍爲後日、證文如件。

至徳四年丁卯三月十四日 白石東松若丸 内口方・・・ 請人白石西
室……………花押

賣渡 東山内針ヶ別庄水間料足事

合壹貫貳百文者

右福住重代相傳之爲私領公方所役執沙汰申者也雖然依、有要用,相當錢伍貫文限永代奉」賣渡之發志院順堯御房事明白也於向後更附子々孫々不可』有違亂煩候拾ヶ年ノ内本錢買返申候者自、元不可」有子細”候也馳過契約之年季候者可流申上,者不可及仍爲後日、代支證沽

沽却水田作主職事

合四段者 加地子

在大和國山邊都南殿庄

四至一段二町田

一反

一反瀧ヶ本ノ下り

一反

萬難公事等者下作之沙汰也

右件水田作主職者南殿甲岳之九郎先祖相傳之私領也多年知行之間更無他妨而依、有要用限直米六石山内天神講方奉沽却」事實正也若此作主違亂妨并未進懈怠□□□時者同名之内ヲミトノ中切一反ノ作リヲ質物二入是ニ於テ違□□□□本米返申候ヘシ但當年ヨリ八年九年十年目ニテ此三ヶ年ノ中ニ本米ヲモテ□返申候若此兩三年ヲスキ候、無別流又奉」流候ヘ夕依而如件應安二年三月八日 南殿甲岳,九郎

ユツリワタス 作主職事

合壹段者

在大和國山邊郡白石庄内大坪/大道ノ西ノウラ

四至限

右件田者辰二郎方ヨリ與一カイトリテ候ヘトモ子細アルニヨテ米伍斗十合間辰二郎カウリ交AINヘラ此作主職ヲ多田殿へ永代ユツリワタス去出之狀如件

康暦元年紀九月 白石庄,與一花押

81

大乗院寺社雜事記 第11卷所収の明応五年（1496年）十月記述。奥発志院堂での秀尊円寂、六方衆の発心院賓事・葉山間沙汰、慈恩院からの瓜到來を示す常住・行政・物資流通の院家活動史料。

大乗院寺社雜事記 第11卷（71項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号210.46-D18-T、[国会図書館へのページへ](#)）より引用→

明応五年十月

五日

一講問一座行之弥勒法樂、本經等、
一妙花寺關白正忌日也、
一去月分月次連歌頭予、
一反錢未進方所々返事少々到來、得其意云々、
一昨日山城守護代遊佐弥六引退了、當之勢共罷出、事次第不及覺悟者也、
一三乃下向者有之書札共事傳之、
一一乘院殿御使在之堯懃研學下行物事、
六日夜雨下、
一長岡大臣御忌日也、
一夜前中院邊小屋燒亡、
一秀尊得業昨日円寂、五十八云々、於奧發志院堂也云々、
一山城上郡守護代井上江州罷入云々國人問答云々、次兵庫鄉年貢事、一切經集會
及其沙汰云々、巨細趣令披露、可得其意之由仰了、
一六方衆濟々於發心院賓事在之自古市申付之,今度萊山間事等、條々無爲喜悅旨事
云々、
瓜到來
十合 室 十合 古市
日次六月十七日二召進分， 五合 慈恩院

82

大和人名鑑所収の大正元年多額納稅者区分。添上郡治道村発志院の橋本芳太郎・越智太兵衛・
矢追徳三郎を所得税高額納稅者として挙げ、大正十一年の橋本芳太郎営業税を示す明治大正期
経済史料。明治期後半～大正期の高額納稅者

奈良県資産家一覧表（91項、出版年月日大正12請求記号特113-729、[国会図書館](#)
へ）より→多額納稅者の区分→所得税参拾五園以上納稅者之部（本年度）→添上
郡治道村11名（発志院3名）、添上郡治道村発志院橋本芳太郎、越智太兵衛、矢追
徳三郎」の3名のみ、横田村は2名、白土は3名、番篠は3名。

大正11年の奈良県資産家一覧表より→添上郡発志院村越智太兵衛（農業専業）の
所得税1188円、添上郡発志院村村橋本芳太郎（農業兼務商業）の営業税（高田
口）136円



三、九	四、〇	五、一	四、三	二、七、四	西、四	五、六	九、〇	二〇、〇
夕	夕	夕	夕	綿	洞	新紺屋	豆腐	本

富川	八島	松田	勝川	飯田	中川	佐野	堀部	松山
克己	ナカ	サカエ	鶴藏	万治郎	龜太郎	松治郎	元吉	啓次郎

五、四	四、六	三、三	二、五	一、七	三、四	五、六	三、五	二、一
夕	夕	夕	夕	柳	柳	奈良	高田	上本

菊岡	上田	八木	松本	田中	米田	矢田主	橋本	仲村
房太	平	藤	吉	安	三	菊	芳太郎	喜代子

83

大日本史料 第6編之8所収の法隆寺別當僧正能寬寂の記述。興福寺元亨三年補任小別當定範堯禪房得業西方院、建武二年補任小別當真操宗願房得業發志院、康永三年別當能寬他界、興福寺權別當僧正能寬を示す寺社人事史料。

大日本史料 第6編之8（115項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者東京大学史料編纂所 編請求記号GB22-7、[国会図書館のページへ](#)）より引用→
官歴二十七日、法隆寺別當僧正能寬寂ス、

〔法隆寺別當次第〕能寬僧都、治四年、興福寺元亨三年癸亥補任小別當定範堯禪房得業西方院同七月十四日拜堂、別當御拜堂淨圓房得業之沙汰、而直下行畢、非公文沙汰居拜堂也、

能寬僧正 治九年興福寺發志院建武二年乙亥五月十三日先使下向印鑑同六月十四日被渡之公文覺延寺主小別當真操宗願房得業同七月十四日拜堂居拜堂生料式、御拜堂依爲御再任、半役居拜堂生料、康永三年甲申二月廿七日、別當能寬御他界畢、

興福寺權別當

（興福寺三綱補任）權當權別僧正能寬



柏野千本五辻邊云々今引接寺前町云柏野町

二十七日、戌午法隆寺別當僧正能寬寂ス、

能寬僧都、治四年、興福寺、元亨三年癸亥補任

範堯禪房得業西方院、同七月十四日拜堂、別當御拜堂淨圓房得

而直下行畢、非公文沙汰居拜堂也、

能寬僧正、治九年、興福寺發志院、建武二年乙亥五月十三日先使

同六月十四日被渡之、公文覺延寺主○小別當良操宗願房得業、同

日拜堂、居拜堂生料式、御拜堂依爲御再任、半役居拜堂生料○能寬

別當在任中、同寺ノ殿堂ヲ修補シ、太子御影ヲ修覆セシ事等○法

賡應元年年末雜載、神社佛寺ノ條ニ收メタル吉田文書及ビ法

ヲ記ニ見ユル、康永三年甲申二月廿七日、別當能寬御他界畢、

「此昌子三間有三ノ一屋引手置ナミシテ、同年五月十六日宣下

隆載ノ書
寺セ法コ
別タ隆ノ
當リ寺間、
七月十四
下向印鑑、
業之沙汰、
小別當定

84

多聞院日記 第1巻所収の元龜三年閏正月・三月記述。発心院へ参仕・古迹談義・節供之礼・追善問講（母儀卅三年）・仁王經出仕・社參を示し、西發志院へ柳本六方之状、西屋本番參籠での發心院関連の讀經・談義を記す寺社日常史料。

多聞院日記 第1巻(巻1至11) (375項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日昭和10請求記号640-324、[国会図書館のページへ](#)

) より引用→天文十五年十月

一名田毛見在之、顯春上了、

一夕部勝舜房堅義丁聞了、精義發心院、大悲闡提篇目如形之儀也、楞伽法樞要ノ尺ノ料簡そと在之、

心五百卷、

五日、天氣快然、東室堯香房出立所へ參了、樽一か遣了、

一古市足輕衆寄テ茶や共燒、

一左介方へ綿一把遣、且代三十文來了、湯入了、

心三百卷、

六日、福生院出立所東室へ出了、夕部長柄殿田舎へ被下了

心三百卅卷、

七日、妙音院井源五郎頼支在之、懸候、太郎山へ遣

心三百五十卷、

八日、塩斷了、口院參處二、明恵ノ御筆跡トテ大明神御名三國異也、發心院へ礼ニ出了、明日招提講頭役常如院勧仕之間、柿卅遣了、

二日、石丸出了、一日降雨、八万四千本廻地藏勸行了、八幡ノ神事明日夜宮參各在之云、

三日、虛空藏咒始了、大佛殿へ參了、龍雲院發心院へ參了、來五日講問談義也、抄物一帖寫之、三日月待了、講問十一座、六ノ過ニヤカテ御入也、

四日、湯へ入了、自龍花院方被燒之社參了、天野經五帙讀了太郎山へ遣了、龍雲院發心院談義ニ多了、自寶光院文珠院ノ栗歌、被送之了、

一初夜ノ時分ニ上小路在家燒失了、仰天了、

五日、發心院母儀明日卅三年也仍爲追善問講不定講開被修之、講師長春房、問者琳淨房得業、人數廿五、六人、

一法花會加行者モ私ノ講問ニモ召請之、堅義題ナレハ講問役歎之也、

太郎乙木ヘ譴責了、先以上了、衛門三郎上了、

六日、於東室群參論有之、出了、今日庚申也、

一蓮教法師爲見舞上洛、飯酒了、

七日、論へ出了、大雨下了、社參シテ經一帙轉讀了、西屋ニテ同六曳、

八日、論へ於中座出仕了、滿時塙斷了、一ノ坂藤菊方少袖仕合出來了、合二貫五百文程入了、柳本ヘノ六方ノ狀西發志院ニ謎了行學房舍利所望之間三粒出了、

九日、湯へ入了、節供如佳例在之、日中後吉祥院へ參仕、中旬會合之談義了、發心院へ節供之禮出礼出了、夕部三藏院へ參籠留守之間行語了、顯春田舎ヘ吉野ヘノ少袖下了、

十日、慈恩院・惠心院當坊へ被見廻了、弟子一意抄書給了、發心院へ參仕了、顯春上了、

十一日、西屋本番參籠了、讀專乘房律師、丁衆行歎房・予、世事在之、會合三ツアリ、宮廻了、一切經へ本坊直參了、

十二日、一切經長延房之所參歎了、一日雨下了、

十三日、同所へ參觀了、降雨了、坊へ出了、新二郎ヨリ松露一盆來了、發心院へ參了、

十四日、發心院へ之所一切經參歎了、持寶院・常如院・窪院・淨ルリ院坊へ被見廻了酒以下在之、

一六方集會有之間出仕了、柳本以下之儀祝著了

十五日、明日會合引上今日在之、一切經出了、

十六日、同所へ出仕了、讀師講申了、

十七日、同所へ出了、結願有之、導師長堯房擬講、唄宮内卿擬講、散花春乘房、

十八日、報恩講知足坊ニテ春恩房依處出仕了、

一太郎丸田舎ヘ下了、月待了、卅三座歎了、

一內山尺迦院來了、雜希三束持了、

十九日、寶光院四季講へ出了、來季題定通無差、講師春乘房也、性圓房始而出仕、

一昨日於攝州有大合戰、左右二人數巨多討死云と

廿日、魔界廻向等在之社參了、愛染咒十万返勸唱滿了、

廿一日、退出了、琳禪房春日講へ出了、來月題非自性善、來月地藏講、約入佛法、一日雨下了、

一昨日廿日之曉、森本藤二郎・同中務同子喜三林觀以下爲沙汰、藤勝房同道シテ何方となく落行了、言悟道斷曲事不可說之也、依之昨夕及晚柳本豊田以下曇ニテ、殘ノ衆・高柳殿与力衆各々・田中兄弟以下人數五百計ニテ柳本ヘ退城了、無念被成下不及言慮者也、始末如何可成行共不知、天運盡限何依愛、可任存、一順昭も近般以外冠落もかさ之煩歎云と、

廿二日、田舎ヘ下了、藤勝殿、吉野菊屋被落付了、十市殿諸毛見沙汰サセ了、

廿三日、釜口迄歸了、

廿四日、先我等上了、顯春留置了、

一菅原今曉順昭ヨリ人數被遣被燒拂了、明日五、越智多武峯郷へ被取懸云、人數

少、南脇へ打寄云、
廿五日、信讀ノ仁王講在之、闕請始テ來ル間參懃了、同時退散以外嚴儀也、文珠
咒勸進以下合十來廿六日自常如院問講不定觸了、題講衆廿五人、慈父卅三年也云
と、
十四日、朗詠讀始了、宗乘房汁被設了、發心院古迹談義付了、
十五日、月數寄如例、大隨求クラニノ逆修於福聚院在之、出了、經十七把頓寫
了、一日深雨、
十六日、經羅漢供如例、古迹談義付了、
一自明舜房補忘抄八帖被借上了、
一同學抄修補仕始了、
十七日、古迹談義參了、第七卷興基抄書始了、心經五百廿卷、都合也、十八日、
當坊五師參賀沙汰了、日記二委細注之、一月待了、講問卅三座訖、源三郎上候
間、成就院へ柳本庄入地可落之間申届了、
一多聞講沙汰之、
一科文聞書書始了、
十九日、佛地院衆井三藏院爲五師祝音樽被持來了
廿日、古迹丁聞了、略同學抄少書寫了、
廿一日、社參了、寺内參了、雖參發心院、談義無之、
一彼岸二入了、持齋了、專恩房舍利所望之間、三粒遣了、
一昨日廿日 竹内城工十市衆取懸仕損了、少南平三井坂ノ市ノ介、今一人名字シレ
ス、三人打死了云と、
一筒井順昭今日龍田迄自身出陳云々、河州氏綱出張シテ細川家卜及合戰、遊座方
引級之間、爲氏綱合力也云、奈良中爲防禦超昇寺・山城衆少被入了、
一去五月十三日盛眼十七年二相當間、櫟屋二在申地藏頓寫了、表法談之處、今日
出來了、祝著無限者也、
一略同學抄書寫了、

19:01



02:37:27

VoLTE 44



dl.ndl.go.jp/pid/12



發心院へ礼ニ出了、明日招提講頭役常如院懃
仕之間、柿丹遣了、

二日、石丸出了、一日降雨、八万四千本廻地藏懃行
了、八幡ノ神事明日夜宮參各々在之云々、

三日、虛空藏咒始了、大佛殿へ參了、龍雲院・發心院
へ參了、來五日講問談義也、抄物一帖寫之、三日
月待了、講問十一座、六ノ過ニヤカテ御入也、

四日、湯へ入了、自龍花院方被燒社參了、天野經
五帙讀了、太郎山へ遣了、龍雲院・發心院談義ニ
參了、自寶光院文珠院ノ栗副（サツブ）被送之了、

一切夜ノ時分、上小路在家燒失了、仰天了、

五日、發心院母儀明日卅三年也、仍爲追善問講不
定講問被修之、講師長春房、問者琳淨房得業人
數廿五六人、

一法花會加行者モ私ノ講問ニモ召請之、堅義題
ナレハ講問役懃之也、

太郎乙木へ總責了、先以上了、衛門三郎上了、
六日、於東室群參論有之、出了、今日庚申也、

一蓮教法師爲見舞上洛、飯酒了、
七日、論へ出了、大雨下了、社參シテ經一帙
西屋ニテ同六曳、

八日、論へ於中座出仕了、滿時塩斷了、一ノ
方少袖仕合出來了、合二貫五百文程入
柳本ヘノ六方ノ狀西發志院ニ逃了、行
利所望之間三粒出了、

九日、湯へ入了、節供如佳例在之、日中後吉
參仕、中旬會合之談義了、發心院へ節供

了、夕部三藏院へ參籠留守之間行語了、
顯春田舍ヘ吉野ヘノ少袖下了、

十日、慈恩院・惠心院當坊へ被見廻了、弟子
書給了、發心院へ參仕了、顯春上了、

十一日、西屋本番參籠了、讀專乘房律師、丁
房予、世事在之、會合三ツアリ、宮廻了、一
本坊直參了、

十二日、一切經長延房之所參懃了、一日雨
十三日、同所へ參懃了、降雨了、坊へ出了、新

一郎ト了、切業行懃、一意抄、之礼出、祥院へ、學房舍、了、坂藤菊、轉讀了、

195/251

85

多聞院日記 第1巻所収の元龜三年閏正月・三月記述。発心院へ参仕・古迹談義・節供之礼・追善問講（母儀卅三年）・仁王經出仕・社参を示し、西發志院へ柳本六方之状、西屋本番参籠での發心院関連の讀經・談義を記す寺社日常史料。

多聞院日記 第3巻（35項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者英俊 著
[他]請求記号210.48-E38t-Tk、[国会図書館へ](#)）より引用→

天正六年十一月

十八日、攝末歸本談義了、燒餅一籠蓮坊ヨリ來、吉村正左衛門卅疋持來了、
一御供米藏付二一石五斗程上之、

十九日、吉正ヘマンチウ十・大根遣之、仙學房明日下了、談義今日迄也、馬廿日
今曉夢二、社頭但馬屋ノアタリニテ、夜子タル上クツレカ、ル、既ニ死ト思ヒシ
ニクルシカラス、見レハ大ノ蛇ヘンミノ様ナルカ先ヘ行ハ、アトヨリクロクアヲ
キ長一丈余アルカヲウテュク、大木ヘ上ルヲ見レヘ足アリ、ソハナル物ニ蛇ノ足
ノ爪ヲ見レヘ利生也トテイタ、ク、見ニ爪大キニアリト見テ夢覺了、

廿一日、社參了、二条殿御煩、咬止~~、西ハシノ院觀禪院見廻了、德政口遊在
之、

廿二日、雨下了、一乘院殿ヨリヒワタヘ被申入云

廿三日、ハシノ坊雇テ新五郎小袖仕立了、升、糸クキモノチンマテ合三石一斗ノ
入目也、

一近日奇破ノ口遊在之、沈思~と、

廿四日、祭礼赤飯ノ用米ッキ了、小豆ソロエ釜トヌリ用意了、卵、

廿五日、先夜夢ニ兵庫ノ南ト思、又、大安寺ノ當歟ニテ、大池西東北へ、白蓮花
アマタ既ニ開テ、散力、リタルト、今ツホメル青ト數多マシリタルヲ見、蹠起テ
見レハ白ク雪下了、一日雨下、入夜マテ不止、

一赤飯三石觀禪院へ大ヨリ直被遣之、ニ石西ハシノキンヘノ内、且一石是ヨリ今
日遣之、大會方報答也、觀禪院へ笛/笠加增ニ被遣之、千手院仕立也、合ニ石五斗
程入、ソケヰ官人ノ所、風流一段見事也、色、機遣之處、心安こと、西ハシノキ

ンヘハ二百疋ヒタ加増遣之、コレヨリ遣之、
一觀禪院へ新五郎上下著遣之、予供目代ノ時ノ下司ヨリ田口事申上了、當坊平葺
四久、リ取テ
一亥ノ子友光ヨリ來、平葺少在之、

一星勗行先始之、相讚不審難副、如此習得未定、

8:50



(8)

27分



VoIP

LTE



93



dl.ndl.go.jp/pid/29



十八日、攝末歸本談義了、燒餅一籠、蓮坊ヨリ來、吉村正左衛門卅疋持來了、

一 御供米藏付ニ一石五斗程上之、

十九日、吉正(祥カ)ヘマンチウ十・大根遣之、仙學房明日

下了、談義今日迄也、馬廿日今曉夢ニ、社頭但馬屋ノアタリニテ、夜子タル上クツレカ、ル、既ニ死ト思ヒシニクルシカラス、見レハ大ノ蛇

ヘンミノ様ナルカ先ヘ行ハ、アトヨリクロクアヲキ長一丈余アルカヲウテユク、大木へ上

ルヲ見レハ足アリ、ソハナル物ニ蛇ノ足ノ爪

ヲ見レハ利生也トテイタヽク、見ニ爪大キニアリト見テ夢覺了、

廿一日、社參了、二条殿御煩、啖止ミミ、西ハシノ院觀禪院見廻了、德政口遊在之、

廿二日、雨下了、一乘院殿ヨリヒワタヘ被申入云々、

廿三日、ハシノ坊雇テ新五郎小袖仕立了、ノカノ一コ

升、糸クヰモノチンマテ合三石一斗ノ
一近日(乘)奇破ノロ遊在之、沈思ミミ、

廿四日、祭礼赤飯ノ用米ツキ了、小豆ソロ
ヌリ用意了、卯

廿五日、先夜夢ニ兵庫ノ南ト思、又ハ大安歟ニテ、大池西東北ヘ、白蓮花アマタ既散カ、リタルト、今ツホメル青ト數多タルヲ見、曉起テ見レハ白ク雪下了、一入夜マテ不止、

一 赤飯三石觀禪院ヘ大ヨリ直ニ被遣之、會方報答也、觀禪院ヘ笛ノ笠加增ニ被手院仕立也、合二石五斗程入、ソケヰ官風流一段見事也、色ミ機遣之處、心安ミシノキンヘハ二百疋ヒタ加増遣之、コ遣之、

一 觀禪院ヘ新五郎上下著遣之、予供目代

ノ 時 レ き、遣 遣 二 日 マ 寺 エ 入
時 ョリ 西 之、之、石 雨 ニ 開 ノ 筒 目
ノ ハ 所、ハ 大 石 下、シリ テ、ノ 筒 ト も、
ノ ハ 所、ハ 大 石 下、シリ テ、ノ 筒 ト も、



25/244

86

多聞院日記 第3巻所収の天正八年（1580年）八月記述。ハシノキン（西発志院／発志院）の小兒所望に対し致誠詞書を遣し、社家向井への礼、青龍院逆修、筒順慶腹切の沙汰、松井二位死去、筒井祈禱敗北など、発志院（ハシノキン）の在地実務・法事・情報伝達を示す寺社日常記録。

多聞院日記 第3巻（118項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者英俊著
[他]請求記号210.48-E38t-Tk、[国会図書館へ](#)）より引用→

天正八年八月

廿三日、過夜大雨下、夜明頓テ止了、坊ヘ出ラカン供ノ講問修之、堯舜、懃之、
大門ヘ參了、藥屋爲禮兩種一荷持出、次三宗ニヘ禮出了、

一日中ノ過二筒順慶京ニテ腹切候由沙汰、ナラ中上下振動了、剩惣國同時ニ及沙
汰云～、大天魔ノ所爲也、ケシカラヌ事可出來敷、去廿日ノ夜ハ京ヨリ人數下ト
テ、雜說ケニシキ、非一ノ广障、心細事也、

廿四日、シノキンノ小兒所望之間、致誠、詞書遣之、

一社家向井ヲコリ十六包遣處、八フクニテ落トテノコリ被返了、

一於青龍院扶院方逆修在之、良延、予頓寫在之、三ノ内ニ八八一八愚書遣之、扱
夢、懸而身上、

一藥屋宗芳昨日樽ノ礼トテ、沈香三兩持來、還痛入了、

一松井二位今日死去了、六十四才云々、一日ハソラシニ、今日ハ必定也、身上こ
と

廿五日十後ヨリ麵廿把被下了、筒順京ニテ一段仕合好由被申了、マコ介ヨリクル
ミ餅一重來了、夕部因明屋ヘ可來之由被申間出之處濟殿、思出了、讀師南井坊、
丁衆寶藏院ヒハタヤ・舜賢：春明、

廿六日、夜中ヨリ大雨下不止、松井葬内人可遣之處、大雨之間止了、筒井祈禱
敗、紅中神人祓在之、尤

9:41

34:48

VoLTE 5G 81



dl.ndl.go.jp/pid/12



多聞院日記二十六

一一八

廿三日、過夜大雨下、夜明頓テ止了、坊へ出ラカン

供ノ講問修之、堯舜、懃之、大門へ參了、藥屋爲
礼兩種一荷持出次ニ宗二へ礼出了、

一日中ノ過ニ筒順慶京ニテ腹切候由沙汰云々、ナラ
中上下振動了、剩惣國同時ニ及沙汰云々、大天

魔ノ所爲也、ケシカラヌ事可出來歟、去廿日ノ

夜ハ京ヨリ人數下トテ、雜說ケニシキ、非

一ノ障、心細事也、

廿四日酉、シノキンノ小兒所望之間、教誠ノ詞
書遣之、

一社家向井ヲコリ十六包遣處、八フクニテ落ト
テノコリ被返了、

一於青龍院共院方逆修在之、良延、予頓寫在之、
三ノ内二ハ長賢禪識、一ハ愚書遣之、扱夢ミ、軀而
身上々、入了、

一藥屋宗芳昨日樽ノ礼トテ、沈香三兩持來、還痛
入了、

一松井二位今日死去了、六十四才云々、一日ハソ

ラシニ、今日ハ必定也、身上々、

廿五日、十後ヨリ麵廿把被下了、筒順京ニテ一段
仕合好由被申了、マコ介ヨリクルミ餅一重來
了、ダ部因明屋ヘ可來之由被申間出之處濟歟、

思出了、讀師南井坊丁衆寶藏院ヒハタヤ舜賢
、春明、

廿六日、夜中ヨリ大雨下不止、松二葬内人可遣
之處、大雨之間止了、筒井祈禱歟、社中神人祓在
之、尤々、

廿七日、シフカキ三升ニテ買テシホル、

一釜口地藏院ヨリ麵十把上了、日中飯淨春ニ申
付之、源忍房正忌日也、

廿八日、慶禪高天ヨリ六字名號明惠眞筆持來了、
五斗ニ付了、

一惟日入魂之由寛一返事聞へ了、珍重々、

廿九日、忍禪房來、屏風扇のほね下書沙汰之、

八月

87

西ハシノキン講師記録(金藏院四季講) 天正八年(1580)九月十七日、金藏院の四季講という重要法会において、「西ハシノキン(西橋之院)」が講師を務めた記録です。重要な点: 講師という高位の役割: 講師は仏教教義を講説する職務で、高度な学識が求められます。発志院がこの役割を担えたことは、単なる末寺ではなく学問的にも重要な院家であったことを示します。表記の揺れ: 「西ハシノキン」という表記が使用され、これまでの「ハシノキン」「橋之院」「発志院」などの表記揺れを確認できます。興隆祈禱との関連: この時期は「今度ノ興隆祈禱第一也」と記されており、興福寺の重要な祈禱期間中の法会であったことがわかります。一乗院・大乗院との関係: 同時期に一乗院大般若談義も行われており、発志院が両院の法会体制の中で重要な位置を占めていたことを示唆します。この史料により、発志院が16世紀後半においても興福寺の重要法会で中心的役割を果たす格式ある院家であったことが証明されます。

多聞院日記 第3巻（125項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者英俊 著
[他]請求記号210.48-E38t-Tk、[国会図書館へ](#)）より引用→

天正八年九月

十四日、談義了、海如上洛了、

十五日、大乗院祈禱在之、不出、屋二一宿了、

十六日、談義了、科文廿卷新調伊与二申付、方々へ買了、代一卷二八升ツ、也、
今度ノ興隆祈禱第一也、

十七日、金藏院四季講師沙汰之來題第二定出苦、講師西ハシノキン、
一上コン又預ヶ物來了、

十八日、曉夢ニ、大鳥井ノ前ヲ坊へ歸レハ、ヌリコシニノリテ、四人シテカキ
テ、扶院ノロヘ入了、跡ヨリ行ヘ、東ノクラノ木ノ門ニシテ、瓦ツシヌリテキレ
キニシテアリ、入テヨリ明星院ノ門ノアタリニテ愚身ノ裝束ノ念珠箱アリ、何ト
シテアルソ、不審ニテ拾テ持處三、水精ノス、ノ玉、イカホトモアルヲ拾集テ、
右ノ袂二入、ソハニ小性アリ、舜學房ノ者也只今コシニテ歸リシヘ、吉祥院カト
尋レハ常如院也、コヨヰ屋ニテ死ナレ申、兼テ腹痛キヨシマテニテ、何トナク死
ナレ申ヲ、タ、イマ坊ヘトリテ歸ト申ト慥ニ見テ夢覺レハ、七ノ鐘ナル、アサマ

シクテアマリ慥ナレハ、夢違シテ如此書置之、
一一乘院大般若談義、取亂間不參、長賢房、參了、
一從大門様ツホノ口被切トテ、無上一器被下了、
一從大門様ツホノ口被切トテ、無上一器被下了、忝事也、今タヨリ社頭二ニ夜三
日御參籠ノ由也、談義在之、
十九日談義沙汰之專千代神事トテ下了、

13:28 R Link

LTE 50



dl.ndl.go.jp/pid/19



一秦樂寺平世郎殿見廻ニ卅疋持來了、宿へも見廻云々、
 十一日、社參シテ知足屋ニ夕部マテ堯舜、來談義了、
 一超昇寺ヘハシ木ニ下四文又三郎遣之、五百文入了、
 十三日、月スキ自是如常申付之、
 一虛空藏咒自去年正月至今日、連々百十二万返唱滿供養了、
 十四日、談義了、海如上洛了、
 十五日、大乘院祈禱在之、不出屋ニ一宿了、
 十六日、談義了、科文廿卷新調伊与ニ申付、方々へ買了、代一卷ニ八升ツヽ也、今度ノ興隆祈禱第一也、

十六日、金藏院四季講師沙汰之來題第二定出苦、
 講師西ハシノキン、
 一上コン又預ケ物來了、
 十八日、曉夢ニ、大鳥井ノ前ヲ坊ヘ歸レハ、ヌリコ
 天正八年九月

シニノリテ、四人シテカキテ、其院ノ口へ入了、
 跡ヨリ行ハ、東ノクラノ木ノ門ニシテ、瓦ツシヌリテキレキニシテアリ、入テヨリ明星院ノ門ノアタリニテ愚身ノ裝束ノ念珠箱アリ、何トシテアルソ、不審ニテ拾テ持處ニ、水精ノスヽノ玉、イカホトモアルヲ拾集テ、右ノ袂ニ入、ソハニ小性アリ、舞學房ノ者也、只今コシニテ歸リシハ、吉祥院カト尋レハ常如院也、コヨキ屋ニテ死ナレ申兼テ腹痛キヨシマテニテ、何トナク死ナレ申ヲ、タヽイマ坊ヘトリテ歸ト申ト慥ニ見テ夢覺レハ、七ノ鐘ナル、アサマシクテアマリ慥ナレ、夢違シテ如此書置之、一一乘院大般若談義、取亂間不參、長賢房ハ參了、一從大門様ツボノロ被切トテ、無上一器被下了、忝事也、今夕ヨリ社頭ニ二夜三日御參籠ノ由也、談義在之、

十九日談義沙汰之、專千代神事トテ下了、廿日、懶珠院ヘ大御所一門被申入云々、音信ニク

88

一乗院文書(抄)所収の良円・實信関連記述。一乗院々主良円の菩提山御房譲補と院家領無管領、承安三年（1173年）正月十四日早世を記し、發心院御房實信（普賢寺殿御息基通）の御乳母亭入室、猪熊殿（左大臣）相具・法性寺殿御筆引出物、井山御房（信円）弟子関係を詳述。御下向時一乗院西御門下車での鹿一頭参向・四足前跪・東方歩行の神明加護奇跡、社頭七日祈請による下向決定を示す門跡院家継承史料。

一乗院文書(抄) : 京都大学国史研究室蔵（12項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号GB176-78出版年月日[1981]、[国会図書館へ](#)）より引用→

良円 一乗院々主事、菩提山御房御存生之時雖令譲補給、院家領等悉無御管領之儀、承安三年正月十四日御早世剛作二了、令先菩提山御房給者也

實信 奉号發心院御房 普賢寺殿御息(基通)

於御乳母大納言典侍亭、有御入室之儀、猪熊殿于時左大臣令奉相具御引出物法性寺殿御筆一巻為井山御房之御計令成九条殿僧正御房御弟子給了

抑御下向于南都入御一乗院之時、於西御門御下車漸令向東方給之時、鹿一頭参向至于一乗院四足前、立帰跪、令入四足給之後、鹿向東方歩是偏神明御加護之表相也、衆人拭感涙了云々、凡御下向之間事自普賢寺殿再三雖令申井山（信円）御房給、平以御辞退、自胎内之時若為男子可進大明神之由、慇懃之所願忽令相違者、可背年来之御本意之由、頻被申之間、為被伺神慮於社頭七ヶ日御祈請令取探給之処、可有御下向之由也、但於一乗院者

89

多聞院日記 第3巻所収の天正八年（1580年）十二月記述。西ハシノキン（西発志院）の卅五口講問で予（多聞院長實）が講師、陽教が問者、フセ六斗・出仕中帝一束・ソトハ一本、三人へ甘厄を遣すなど、発志院（ハシノキン）の法会・講問運営を詳述。大乗院殿御上洛付の経済沙

汰、奉行借米・備前反錢請取、定舜ラカン供、顯春七廻ラカン供（賢良房・南井坊・窪院圓明院など）の供養を示す寺社日常記録。

多聞院日記 第3巻（134項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者英俊 著
[他]請求記号210.48-E38t-Tk、[国会図書館へ](#)）より引用→

天正八年十二月

十七日、悅酒へ出了、十後京へ上了、寛舜越前上了、

一近日二安土可被成之由、ユエン・トンス以下了、

一仙學房上、荒神表補誄了、代百疋且請取了、

十八日、酌翫二出了、明日大乘院殿御上洛付、ヒタ四貫文井トンスータン代三貫
四百文ナヘヤ、ユエン五十丁代一石六斗、ハクヤヘ代一斗遣之、金ハク一枚ニテ
七丁ツ、タム、引替以上此分也、

十九日、西ハシノキン卅五口講問、約理說一、講予、問陽教、フセ六斗、出仕中
帝一束、ソトハ一本、三人へ廿疋ツ、遣之、

廿日、十常へ可見廻用意之處、伊源上間延引、

一今廢ヨリ大門安土へ御越了、隱密之届爲也、

廿一日、雨下、不能社參、内々十常へ可見廻之通用意ノ處、雨下間延了、幸伊源
左上間、夕飯中付之、心閑遊覽了、

一奉行借米付、備前反錢請取、广尼調ニテ來了、一一三四瓶一盆遣之、

為一亥ノ日、咒四十四万二千三百返了、

廿二日、定舜、十六ラカン出來了、代六斗遣之、ヒ衛上了、小カンニ入、

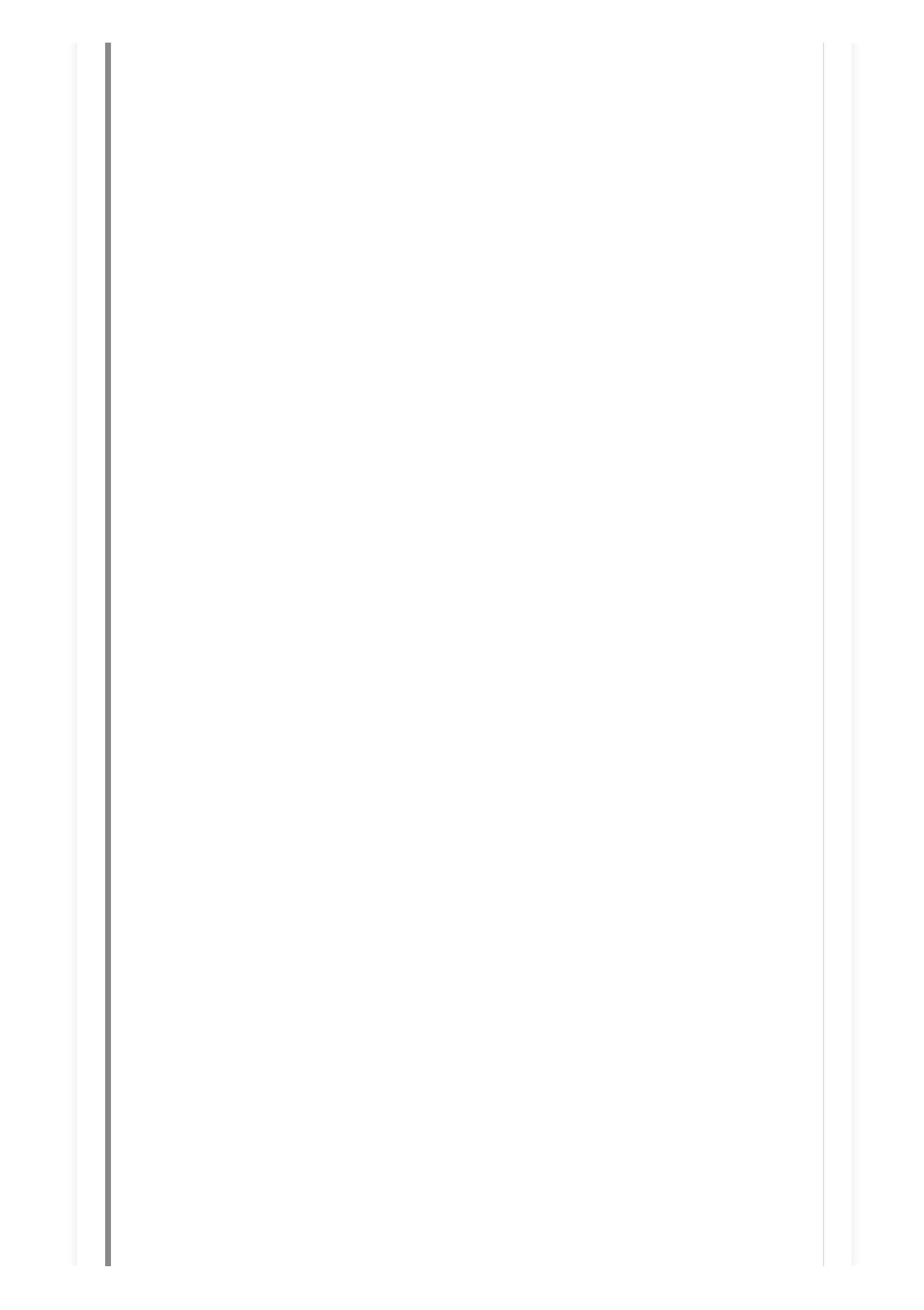
廿三日、ラカン供了、十分一金ノ事、スワヰ与二郎二申付之、

一仙學房上了、識善、來、遣相證性顯範談義始之、

一長善房南へ下間、ミソレー樽遣之、

一於十三重群參論在之、出了、

顯春七廻ノ間ラカン供了、賢良房・尊教院・南井坊・窪院圓明院・金勝院長印、蓮
成院・常如院・堯舜、勸修坊・專實、淨勝、以上來了、經五人長學・善圓・深宗、
行眞・聖盛以上、寛舜・三甫・市兵請用了、



8:33

25:35

VoLTE 67



dl.ndl.go.jp/pid/29



多聞院日記二十六

一三四

十七日、悦酒へ出了、十後京へ上了、寛舜越前ヨリ上了、

一近日ニ安土可被成之由、ユエン・トンス以下調了、

一仙學房上、荒神表補謫了、代百疋且請取了、

十八日、酌瓶ニ出了、明日大乘院殿御上洛付、ヒタ四貫文并トанс一タん代三貫四百文ナヘヤ、

ユエン五十丁代一石六斗ハクヤへ代一斗遣之、金ハク一枚ニテ七丁ツ、タム、引替以上此分

十九日、ハシノキン卅五日講問、約理説一、講予、

問陽教、フセ六斗、出仕中番一束、ソトハ一本、

十三人へ廿疋ツ、遣之、

廿日、十常へ可見廻用意之處、伊源上間延引、

一今曉ヨリ大門安土へ御越了、隱密之届爲也、

廿一日、雨下、不能社參、内ミ十常へ可見廻之通用意ノ處、雨下間延了、幸伊源左上間、夕飯申付之、心閑遊覽了、

一奉行借米付、備前反錢請取、广尼調ニテ來了、一瓶一益遣之、

廿二日、定舜、十六ラカン出來了、代六斗遣之、ヒ衛上了、小カンニ入、

廿三日、ラカン供了、十分一金ノ事ズワキ与二郎ニ申付之、

一仙學房上了、識善、來遣相證性顯範談義始之、一長善房南へ下問、ミソレ一樽遣之、

廿四日、昨夜初雪降、小寒ノシルシ也、一於十三重群參論在之、出了、

顯春七廻ノ間ラカン供了、賢良房尊教院・南井坊・蓬院・圓明院・金勝院・長印・蓮成院・常如院・堯舜・勸修坊・專實・淨勝・以上來了、經五人長

學善圓・深宗・行真・聖盛以上、寛舜三甫市兵請用了、

一於矢田郡山辰巳父子生害了、從順慶矢田へ申付之云々、當國武家・松永引入、筒井數年令宰籠

90

多聞院日記 第3巻所収の天正九年（1581年）二月記述。西ハシノキン（西発志院）の百ヶ日供養で講師禪舜、問者予（多聞院長實）、題真如無爲假實、捧物六斗、出仕雜帀一束を記し、大雪の中輿出仕を示す発志院（ハシノキン）法会運営史料。他に金藏院講問、阿弥陀院逆修、仁王講、六方十帙転読など寺社日常記録。

多聞院日記 第3巻（146項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者英俊 著
[他]請求記号210.48-E38t-Tk、[国会図書館へ](#)）より引用→天正九年二月
廿四日、社參了、金藏院講問出了、來題謂起證實、講師願春房、..
一長賢房母腹煩由申上、老者無心元者也、
一於阿弥陀院逆修坊修正在之、出了、神名帳唄役懃之、餅卅三枚在之、時導師摩
尼珠院、大導師續別會妙德院、五師一人未補ノ處、南井坊請定了、大酒在之、末
道子ノ坊來、藝能仕、一段見事也廿疋被取了、
一於一坂城州クサチノ八田ヲ殺害、此五六日先ノ事殿、言語、..、曲事也、木津諸
百姓チクテンニテ種、惡逆云~、如何可成行哉覽、
一夕部蓮來談義了、
廿五日、咒五千返入了、
一西ハシノキン百ヶ日出、講禪舜、、問者予、題真如無爲假實、捧物六斗、出仕雜
帀一束、從夜中大雪之間輿ニテ出、
一從廿三日至今日恒例仁王講在之、諸方年玉返沙汰之、
廿六日、社參、屋二一日經讀了、一乘院祈禱在之、不出、
一於金堂二方會、經在之、當方第五日目五百內十帙、上十人參、一帙ツ、也、長善
出テ一帙轉讀了、六方十帙宛也、本方ヨリ始之也、佛灯、方ノ
一蘊ヨリ毎日出之、
一食堂陀ラ尼王在之尊勝ノ曼陀ラ新調云と、

9:32



49:54

VoLTE

58



dl.ndl.go.jp/pid/29



一四六

大酒店在之、末ニ道子ノ坊來、藝能仕、一段見
廿疋被取了、

一於一坂城州クサチノ八田ヲ殺害、此五六
ノ事歟、言語、曲事也、木津諸百姓チク
ニテ種々惡逆云々、如何可成行哉覽、
一夕部蓮來談義了、

十五日、巳五千四百人了、

91

一乗院文書(抄) : 京都大学国史研究室蔵 (21項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号GB176-78出版年月日[1981]、[国会図書館へ](#)) より引用→

一宝積院家

簀河庄

喜多院領也、元者万雜公事勤之、所當米貢弁済之、而故大乗院僧正（実尊）御房御伝領之後年貢以下公事被止之、故大僧正（実信）御房御時不可有喜多院領儀之由被申下宣旨了、當時御所、修禪院僧正（実憲）被草創之間内田園被止之、被建堂舍塔婆事、故僧正御房御沙汰也

壺坂（号南法花寺）

庄ヲハ谷ト号ス、一園庄也、所當公事分弁勤之南法花寺内蘿室者壺坂(覚憲)僧正隠居之地也

豊井庄

御年貢

平籠瓜廿荷 持夫別口上

紙立菓子十合

柴野庄

於年貢者一向被寄置蘿室了、但雜昏

少々院家へ進之、壺坂僧正忌日布施料也

玉華院領（元興寺辺在之）

在家輩人夫役勤仕之

院主

信玄 陽信 覚憲（号壺坂僧正） 信憲（号修禪院僧正） 実尊（申大乗院） 実信
(申発心院)

一花林院家

橘寺 小路庄

三井服

当院家者永縁僧正之旧跡也、故円長法印
自勝長法眼之手相承之、彼法印為九条殿僧正御房御師範被讓進也、御庄、當時無
御領知之儀僧正御房御入滅之刻开山御房御知行之、其後不返付本所彼御方御知行
也

92

多聞院日記 第2巻(巻12-巻23) (271項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者)

英俊 [等著] [他]請求記号640-324、[国会図書館へ](#)) より引用→

元亀二年十二月

廿五日

陽教房へ日中雖有請、取亂間不出、明日ヨリ大般若發願付本尊以下用意、
一サツマヤ申事、孫令他出先延引了、

一晩竹來、如形之儀、無念ここ、

廿六日

於一切經御廊信讀大般若經卷不定發願、刁ノ剋ニ坊ヨリ參詣テ始之、於神前五卷
讀之、

一同剋ニ長賢房モ發願了、一人シテ八是初也、

一唯識講米夏季分、依路次義通於横田庄廿四日ヨリ今日迄三ヶ日ノ間ニ曳之、
予、別義金剛之、則請ニ遣了、

廿七日

下蒻分蜂起在之、堂家ノニ諦坊愛染院一生不免罪科了、亂行ノ故也云こ、

廿八日

荒神社參、陽教房同道了、

廿九日

天氣快然、祝ニ諸方へ出了、

一瓦屋參籠長賢、同上荷物入之、以之外造作也、

一成身院へ歳末ニ炭一荷雖遣之被返口

一佛前餅以下如例年、

13:09 R



16 分

VoLTE

19



dl.ndl.go.jp/pid/12



陽教房へ日中雖有請、取亂間不出、明日ヨリ大般若發願付本尊以下用意、
一サツマヤ申事、孫令他出先延引了、

一晩竹來、如形之儀、無念々々、

廿六日

於一切經御廊信讀大般若經卷不定發願、刁ノ
剋ニ坊ヨリ參詣テ始之、於神前五卷讀之、
一同剋ニ長賢房モ發願了、一テハ是初也、
一唯識講米夏季分、依路次義通於横田庄廿四日
(不カ)
ヨリ今日迄三ヶ日ノ間ニ曳之、予ハ別義金剛
ニ（遣カ）之、則請ニ□了、

廿七日

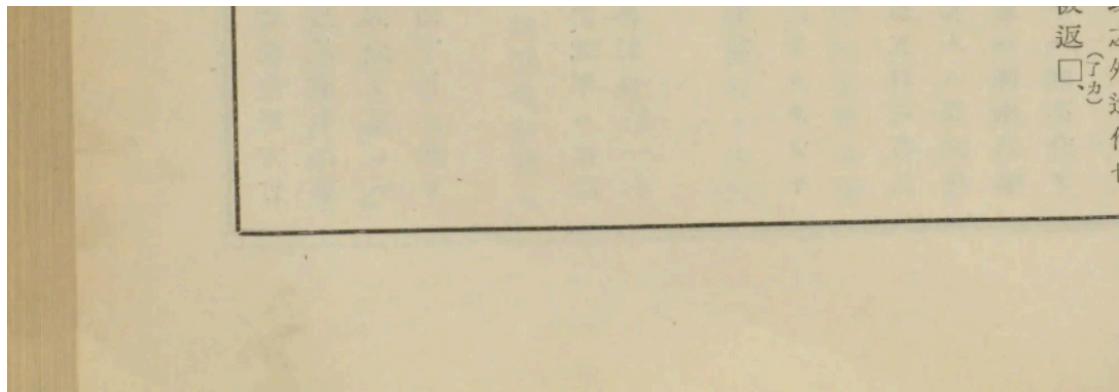
下萬分蜂起在之、堂家ノ二諦坊愛染院一生不
免罪科了、亂行ノ故也云々、

廿八日

荒神社參、陽教房同道了、

廿九日

元龜二年十二月



93

多聞院日記 第3巻所収の天正六年（1578年）十一月記述。赤飯三石觀禪院へ、二石西ハシノキン（西発志院）へ大會方報答として遣し、二百疋ヒタ加増を記す経済交流史料。

多聞院日記 第3巻(巻24-巻31) (35項、国会図書館請求記号640-324、[国会図書館](#)
△) より→天正六年十一月

廿五日先夜夢二兵庫ノ南ト思、又、大安寺ノ當歟ニテ、大池西東北へ、白蓮花アマタ既ニ開テ、散力、リタルト、今ツホメル青ト數多マシリタルヲ見、蹠起テ見レハ白ク雪下了、一日雨下、入夜マテ不止、

一赤飯三石觀禪院へ大ヨリ直ニ被遣之、二石西ハシノキンヘノ内、且一石是ヨリ今日遣之、大會方報答也、觀禪院へ笛/笠加増ニ被遣之、千手院仕立也、合二石五斗程入、ソケヰ官人ノ所、風流一段見事也、色、機遣之處、心安ここ、西ヘシノキンヘハ二百疋ヒタ加増遣之、コレヨリ貴之、

9:39

37:09

VoLTE 4G 56



教房法印弔經也、
十八日、攝末歸本談義了、燒餅一籠蓮坊ヨリ來吉
村正左衛門丹疋持來了、

一御供米藏付ニ一石五斗程上之、

十九日、吉正(静力)ヘマソチウ十大根遣之仙學房明日

下了、談義今日迄也馬廿日今曉夢ニ社頭但馬

屋ノアタリニテ、夜子タル上クツレカヽル、既ニ

ニ死ト思ヒシニクルシカラス、見レハ大ノ蛇

ヘンミノ様ナルカ先へ行ハ、アトヨリクロク

アヲキ長一丈余アルカヲウテユク、大木へ上

ルヲ見レハ足アリ、ゾハナル物ニ蛇ノ足ノ爪

ヲ見レハ利生也トテイタヽク、見ニ爪大キニ

アリト見テ夢覺了、

廿一日、社參了、二条殿御煩咲止ミ、西ハシノ院

觀禪院見廻了、德政口遊在之、

廿二日、雨下了、一乘院殿ヨリヒワタヘ被申入云

ミ、

廿三日、ハシノ坊雇テ新五郎小袖仕立了、ノカノ一ヨ

天正六年十一月

三五

ラ石九斗五升、ウ ワタ四斗七十目、ムシリチソ七

升、糸クキモノチソマテ合三石一斗ノ入目也

一近日奇破ノロ遊在之、沈思ミミ、

廿四日、祭礼赤飯ノ用米ツキ了、小豆ソロエ釜ト

ヌリ用意了、現

廿五日、先夜夢ニ兵庫ノ南ト思、又ハ大安寺ノ當

敷ニテ、大池西東北へ、白蓮花アマタ既ニ開テ、

散カヽリタルト、今ツホメル青ト數多マシリ

タルヲ見、曉起テ見レハ白ク雪下了、一日雨下、

入夜マテ不止、

一赤飯三石觀禪院へ大ヨリ直ニ被遣之、二石西

ハシノキンヘノ内、且一石是ヨリ今日遣之、大

會方報答也、觀禪院ヘ笛ノ笠加増ニ被遣之、千

手院仕立也、合二石五斗程入、ゾケキ官人ノ所

風流一段見事也、色ミ機遣之處、心安ミミ、西ハ

シノキンヘハ二百疋ヒタ加増遣之、コレヨリ

遣之、

一觀禪院へ新五郎上下著遣之、予供目代ノ時ノ

94

多聞院日記 第3巻所収の天正八年（1580年）十月記述。西ハシノキン興尋専賢房死去（六十五才）、葬礼に見送り・流泪、借米催促を示す葬送・経済沙汰。

多聞院日記 第3巻(巻24-巻31) (124項、国会図書館請求記号640-324、[国会図書館](#)
^) より引用→

天正八年十月

十六日、昨夜西ハシノキン興尋専賢房價都死去了、六十五才、身之上アリ、

一ヒセン二郎太へ草リー足五升遣了

一ワリ酒八升入了、

十七日、西ハシノキン葬礼ニ長善房代テ出了、長賢、自分ニ出了、ツ、ラヲ山ヘ
上テ見送、數年知音之間見送、流泪了、身ノ上ア、

一神人織部楊本大市へ借米催促下了、

十八日、蓮成院へ仁王講ニ出、門跡へ參了、伊勢ヨリ龍門へ給人入間、御公用難
成之由使札來了、リ龍門へ給人入間、御公用難成之由使札來了、

一月勲行三座、心卅三卷、自我偈卅頌三ツ、十一

9:49

47:31

52



⇒ dl.ndl.go.jp/pid/12



一顯春房得業去九日比ヨリ不被見寺門之爲躰無殘果切トテ連々此間無念カリツルト遁世歟云々扱々十三日西安七廻作善法花同音ラカン供了次仁王經轉讀了ヒセソ上了餅芋持了十四日於東室各連判起請可出之由之間則加判了淺猿々々一大門ヨリモ指出被遣以上御門中彼是ニ七百五十石程在之云々夕屋へ入了私納分冊七石余在之納所分八十三石余在之十五日七月精進始之亥日也東大寺八幡宮參社了梅木酒進了

十六日、昨夜西ハシノキン葬礼ニ長善房代テ出了、長賢、自分ニ出了、ツヽラヲ山ヘ上テ見送、數年知音之間見送、流泪了、身ノ上アヽ、一神人織部楊本大市ヘ借米催促ニ下了、(供カ)十八日、蓮成院ヘ仁王講ニ出門跡ヘ參了、伊勢ヨリ龍門ヘ給人入間御公用難成之由使札來了、一月懃行三座、心卅三卷、自我偈卅頌三ツヽ、十一咒千返、尊寶樓三返ツヽ、光明眞言卅三返了、覺情房來語了、十九日、又指出ノ畠一所トアルヲ、歩數ヲ可注出之由申被返問注遣之、

天正八年十月

一二九

95

多聞院日記 第3巻所収の天正七年（1579年）三月記述。彼岸中日ラカン供、西ハシノキン經五ワの弔經（禪識書之、私書之、春聖房）を記す法会記録。

多聞院日記 第3巻(巻24-巻31) (48項、国会図書館請求記号640-324、[国会図書館](#)
^) より引用→

天正七年三月

廿三日、彼岸中日ラカン供了、ヤト雨人辻源左夫婦請了、番匠平二郎來、東ノ部屋ノ下ケタ申付之、西ハシノキン經五ワ在之、一ワ禪識、書之、四ワ私書之、春聖房弔經也、マノアタリく、

廿四日、於常光院、師匠淨願房得業卅三年作善講予、問明禪房、客南井坊、題、反化長時、淨公捧物六斗井十疋來了、新薬師へ參了、梅木神人家ヲ立了、北坊へ立寄了、ソレヨリ大門へ參了、昨今平二郎番匠來、東ノヘヤノ下ケタ以下申付了、

一八万四千本逆修於寶藏院在之不出、出米四升一合出了、

9:45

43:28

VoLTE 4G 54



dl.ndl.go.jp/pid/12



一慈光院被下了、

一知足屋五石ニ買得了、半分先渡、半分ハ來秋可
渡之通申定了、

十九日、雨下了、攝末歸本下旬會合談義、妙光院被
來了、

一昨日十八日ニ信長(公上)落了云々、

廿日、京ハ米上由十後申來間甚五郎所へ遣之、知
足屋見候處、以外破損也、

一助二郎暇ヲ乞出了、八才ヨリ以上廿年之間是
ニ居了、

廿一日、長賢房ハ瓦屋ニ參籠了、知足屋ヤ子ツ、
リ、ナワユキ先申付之、

一一日經三ハノ内ニ把禪識房被書了、小南經發
願在之、フセ一斗五升ツ、云々、

廿二日、十市新二郎京へ上了、爲大符(レ)、礼云々、

信讀經結願了、合五十七日也、部數無言、上五十四部日也

一太子講願春房、間延識房來題境亦同此、
一ヲマエノタ、ミ指善四郎來了、

一孫介父十七年作善云々、

廿三日、彼岸中日ラカン供了、ヤト兩人辻源左夫
婦請了、番匠平二郎來、東ノ部屋ノ下ケタ申付

之、西ハシノキン經五ワ在之一ワ禪識、書之、
四ワ私書之、春聖房弔經也、マノアタリ

廿四日、於常光院、師匠淨願房得業卅三年作善講
予、問明禪房客、南井坊、題ハ反化長時、淨公捧物

六斗井十疋來了、新藥師へ參了、梅木神人家ヲ
立了、北坊へ立寄了、ソレヨリ大門へ參了、昨今
平二郎番匠來、東ノヘヤノ下ケタ以下申付了、
一八万四千本逆修於寶藏院在之、不出出米四升
一合出了、

廿五日、十新京ヨリ下向了、一昨日礼在之云々、於
松下酒如形申勸了、

廿六日、經ノ配卷ニ總珠院へ出了、大牛房ニワ遣
之、西淨名院中薦得請了、一瓶兩種遣之、
一形(利)部卿法印死去了、七十二歟今日ヨリ於法隆
寺近邊手猿樂勸進能在之云々、

96

多聞院日記 第2巻所収の元龜三年（1572年）閏正月記述。西ハシノキン仁王經出仕、雜帯一束持参、報恩講の講明王院・間民部卿を挙げ、発心院（西ハシノキン）の法会・供養運営を示す寺社日常記録。

多聞院日記 第2巻(巻12-巻23) (274項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日昭10至14請求記号640-324[国会図書館へ](#)) より引用→

元龜三年閏正月

十八日、勸修坊大般若經出了、導師沙汰之、鉢着用意テ遣之圓城坊、雖被呼不出、一釜口多聞院ヨリ礼ニ雜帯ニ束持人上了、ルスニテ返礼無之、

一釜口多聞院ヨリ礼ニ雜帯ニ束持人上了、ルスニテ返礼無之、

一月明奉拜之、初夜三御出也、懃行如常、

十九日、西ハシノキン仁王經出了、雜帯一束持了、觀禪院慈尊院雖被呼先約在之間不出、

一藉大ヘ一貫三百文ニシテヲモテツ遣之、

一マコ藤市刀指了、一荷・兩種來、

廿日、妙院破鏡如例、上四升ツツ、中二升ツ、長賢房顯春貴之、

八日、西淨名院卅五日講問若論顯理、講了頭律師、問英印擬講、一瓶遣之、

一惠心院力サ付藥以下遣之、

一サツマヤ禪門見廻ニ來了、

一吉ミソ一石五斗ツキ入了、シヲハカリカエ、マ

メ一斗ニ米一石、

塩斷一七日沙汰之、今日迄也、

九日、西ハシノキンニ報恩講在之、講明王院、間民部卿、、、由不放逸、來題必ケ尋伺、

一源五郎上了、彼是算用、

一去五日夜、亥剋ノ過ニ乾西ヨリ三方笠ホトナル光物東辰巳ヘ飛フ、大風アラレ

フリ、以之外ナリアト、大凶事、如何



一昨日ヨリ又六源五郎与一以下上了、

一十ヨリ木具色々被申上了、

一松林院東林院爲見物來臨了、

十五日、粥如例、サキチやう如常、曉ヨリ雨少下、ヤ

カテ止了、

一御田植珍重々、

一月曉曇テ不奉拜之、少アマルヘキ歎ト覺了、

一天川來、五升遣之、切番源五郎へ下、

一夕陽公來、初夜迄語了、

一買初事申上間、少々調下了、

一藉大ヨリ狀來、二帖并袖遣之、

十六日、十市ヘ箸尾入魂付客來之間、公卿用意テ
遣ス、六斗余入目也、

一多聞山ヘ礼ニ出了、陽教房同道了、

一十七日、明日箸尾衆十ヘ入魂ニ來付、クキヤウ以

下調下了、

一十八日、勸修坊大般若經出了、導師沙汰之、鉢肴用
意テ遣之、圓城坊へ雖被呼不出、

廿三日、英興十七年爲追善同音論執行、卅人計請

於當坊日中後深宗興行にて法花同音在之、明

日經營在之、

一釜口多聞院ヨリ礼ニ雜壺ニ束持人上了、ルス
ニテ返札無之、

一月明奉拜之、初夜ニ御出也、歎行如常、

十九日、西ハシノキン仁王經出了、雜壺一束持了、

觀禪院慈尊院雖被呼先約在之間不出、

一藉大ヘ一貫三百文ニシテヲモテ一ツ遣之、
一マコ藤市刀指了、一荷兩種來、

廿日、妙院破鏡如例、上四升ツヽ、中二升ツヽ、長賢

房顯春遣之、

廿一日、今日迄仁王講直參了、社參了、

一堯蘭礼ニ昨日上了、今日下了、

一常如院今日五十日開隙、礼ニ一荷兩種被持
了、

廿二日、於珍藏院祈禱在之、妙德院ニラカン供在
之間不出、

97

明治5年太政官布告133号「自今、僧侶肉食妻帯畜髪等可為勝手事」および『仏教四文字熟語辞典：下』「肉食妻帯」項所収の僧侶妻帯経緯記述。明治維新期の仏教制度改革により、僧侶の肉食・妻帯・畜髪を自由とし、従来の戒律制約を解除した経緯を記す。公的史料での僧侶家族関係の制約と一次史料の重要性記述。門跡・院家の近親系譜が公刊史料に載りにくい制度的原因を論じ、多聞院日記・寄進帳などの非公式記述（橋本弥六殿など）から実際の関係性・地位を推測可能とする分析。明治初期までの戒律建前と運用の乖離を示す研究史料。

「質問→僧侶が妻帯するようになった経緯について知りたい。回答→明治5年（1872）4月25日の太政官布告133号「自今、僧侶肉食妻帯畜髪等可為勝手事」、『仏教四文字熟語辞典：下』（須藤隆仙/著 新人物往来社 1998.2）p.73「肉食妻帯」の項など（レファレンス共同データベースレファレンス事例詳細、[僧侶が妻帯するようになった経緯](#)）」より引用→

公的史料で僧侶の家族関係が明確に示されることは制度的に制約が強く、特に近親者の系譜は公刊史料に載りにくい。しかし、多聞院日記や寄進帳のような当時の一次史料に残る「橋本弥六殿」等の記載は、制度上の建前とは異なる実際の関係性や社会的位置を推測するうえで重要な手がかりとなる。公的な大系図に載らない系譜情報も、呼称や記載文脈から評価しうる根拠として扱わなければならぬ。

橋本家の証拠資料について、資料が提示する系譜資料や関連文書群は、一般向けの公開史料とは性格を異にする。すなわち、門跡や院家の近親者・在地関係者についての直接的な史料は、本来、公式な史書や公刊系図集等には掲載されにくい系統の情報である。

この点は、制度面の建前と現実の運用の乖離を理解するうえで特に重要である。たとえば、従来の仏教戒律や宗門制度では僧侶の生涯独身制が原則とされるため、公式な公文書や家譜類においては「院主の子」「門跡の近親者」といった形で家族関係の記述を残すこと自体が制度的に困難であった。この点は『日本歴史学協議会 データベース等活用研究成果参照レポート』における解説にもあるとおり、明治初期に至るまで僧侶の家族関係の公開には制約があり、戒律上の建前が制度的にも反映されていたことが分かる（国立国会図書館レファレンス『僧侶の